

第 5 8 号議案

東京都台東区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、特別養護老人ホーム千束を設置する等のため提出します。

東京都台東区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する
条例

東京都台東区立特別養護老人ホーム条例（平成12年3月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「介護福祉施設サービス」の次に「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を加える。

第8条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 要介護状態区分、ホームの所在する地域等を勘案して算定される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）

別表に次のように加える。

東京都台東区立特別養護老人ホーム千束	東京都台東区千束三丁目28番13号	29人	2人
--------------------	-------------------	-----	----

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。